

## 第7章 卒業及び学位

(卒業単位)

第33条 学生が本学を卒業するために必要とする修得単位数は、次のとおりとする。

| 学 科           | 専 門 科 目 | 共 通 科 目 | 合 計     |
|---------------|---------|---------|---------|
| 日本文化学科        | 54単位以上  | 34単位以上  | 134単位以上 |
| 国際コミュニケーション学科 | 56単位以上  | 32単位以上  | 134単位以上 |
| 英語コミュニケーション学科 | 90単位以上  | 36単位以上  | 134単位以上 |

2 随意科目として修得した単位は、上記の卒業に必要な単位数には算入されない。

(卒業認定)

第34条 本学に4年以上在学し、前条に定める単位数を修得した者には、学長が卒業の認定を行う。

(学位)

第35条 学長は、卒業を認定した者に対して次の学位を授与する。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 日本文化学科        | 学士（日本文化）        |
| 国際コミュニケーション学科 | 学士（国際コミュニケーション） |
| 英語コミュニケーション学科 | 学士（英語コミュニケーション） |

2 卒業の期日は、3月31日又は9月23日とする。

## 第8章 留学、休学及び退学等

(留学)

第36条 学生は、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、学長が本人の教育上有益であると認めた場合にかぎり、協定留学、私費留学又はダブルディグリー留学として留学することができる。

2 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

3 学生が留学により修得した単位については、第30条及び第31条の定めるところによる。

4 前の各項に定めるもののほか、協定留学、私費留学及びダブルディグリー留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第37条 疾病その他の特別な理由により3ヵ月以上欠席しようとする学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は、原則として1回の願い出について1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、許可を得てさらに休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を限度とする。休学期間は、修業年限及び在学年限には算入しない。

(復学)

第38条 学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第39条 学生は、引続いて在学することができないときは、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第40条 学長は、次の各号の一に該当する学生については除籍する。